

令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野の
ロボット等導入支援事業の協議について（作業要領）

1 補助事業の目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 本事業の対象事業者

兵庫県内で指定を受けている障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設。

3 対象経費、補助率（案）

対象経費	補助率
障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	国 1 / 2 県 1 / 4 事業者 1 / 4 ※自己負担が生じます

4 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおりです。

また、必要に応じ(参考)についても参照していただきますようお願いいたします。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

5 執行方針

(1) 1台当たりの導入経費の補助対象額（初期設定に要する費用を含む。）は、以下のとおりとする。

① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下

② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下

(2) 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下とおりにする。

① 障害者支援施設：全ての機器の合計額157.5万円（基準額210万円）を限度とする。

② グループホーム：全ての機器の合計額112.5万円（基準額150万円）を限度とする。

③ その他事業所：全ての機器の合計額90万円（基準額120万円）を限度とする。

④ 障害者支援施設・グループホームのみ：見守り機器の導入に伴う通信環

境整備に係る経費 562.5 万円（基準額 750 万円）を限度とする。

※見守り機器の導入に係る協議とあわせて行う場合に限る。

- (3) 1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として5の(2)の①から④に規定するいずれかの補助上限額を適用するものとする。

6 提出書類及び提出期限

下記の書類を作成し、令和6年6月25日（火）までに電子メールで提出してください。

- (1) 別紙1-2「障害福祉分野のロボット等導入支援事業所要見込額調書」
- (2) 別紙1-3「障害福祉分野のロボット等導入支援事業所要見込額内訳書」
- (3) 障害福祉分野における介護ロボット等導入事業 施設・事業所情報
- (4) 導入する機器のパンフレット等 ※PDF形式
- (5) 導入する機器の見積書（3社分） ※PDF形式

提出先メールアドレス：Ryuusuke_Sueyoshi@pref.hyogo.lg.jp 担当：末吉

※本事業によりロボット等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、おおむね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告することとします。（別途依頼します。）

※事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、県も、事業者の公表情報について都道府県等ホームページに掲載するなど、広く情報提供することが予定されておりますので、ご承知おきください。

※導入するロボット等の選定にあたっては以下の事項を検討してください。

- ・導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ・介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
- ・介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

(参考)

・厚生労働省令和2年度障害者総合推進事業「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」（実施主体：(株) 浜銀総研研究所）

< (株) 浜銀総研研究所のホームページURL >

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

・厚生労働省令和4年度障害者総合推進事業「障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証」

(実施主体：(株) インサイト)

< 厚生労働省ホームページ（令和4年度障害者総合福祉推進事業実施事業一覧）URL >

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html